



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

538	指定自立支援医療機関の指定	(こころの健康推進課).....	1
539	〃	( 〃 ).....	1
540	〃	( 〃 ).....	2
541	〃	( 〃 ).....	2
542	〃	( 〃 ).....	2
543	大規模小売店舗の新設の届出	(商工振興課).....	2
544	引の池土地改良区の役員の就退任	(農業農村整備課).....	3
545	天野土地改良区の役員の就任	( 〃 ).....	4
546	県営土地改良事業計画の決定	( 〃 ).....	4
547	保安林の指定解除予定の通知	(森林整備課).....	5
548	〃	( 〃 ).....	5
549	土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂防課).....	5
550	土砂災害警戒区域の指定	( 〃 ).....	5

### ○ 公安委員会告示

14	警備員指導教育責任者講習の実施	.....	6
----	-----------------	-------	---

### ○ 警察本部告示

2	和歌山県指紋情報管理システム賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	.....	9
---	---	-------	---

### ○ 諸報

	入札公告	(警察本部).....	11
--	------	-------------	----

## 告 示

### 和歌山県告示第538号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和6年5月21日

和歌山県知事 岸 本 周 平

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
株式会社ASXEED	和歌山市有家377-7	訪問看護ステーションNICO紀ノ川	令和 6.5.1

### 和歌山県告示第539号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和6年5月21日

和歌山県知事 岸 本 周 平

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
合同会社禅	和歌山市善明寺281番地1	訪問看護ステーション禅	令和 6.5.1

**和歌山県告示第540号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和6年5月21日

和歌山県知事 岸 本 周 平

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
一般社団法人Gifted Creative	田辺市上芳養2533番地	訪問看護ステーションHull	令和 6.5.1

**和歌山県告示第541号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和6年5月21日

和歌山県知事 岸 本 周 平

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
薬局スーパードラッグキリン 下万呂西店	田辺市下万呂560-1	近藤宏興	令和 6.5.1

**和歌山県告示第542号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和6年5月21日

和歌山県知事 岸 本 周 平

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
バイオレット調剤薬局	紀の川市花野496-24	林玲菜	令和 6.5.1

**和歌山県告示第543号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和6年5月21日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(仮称) エバグリーンみなべ店  
和歌山県日高郡みなべ町東吉田字小山田34番1外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
エバグリーン廣甚株式会社 代表取締役 米原まき  
和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
エバグリーン廣甚株式会社 代表取締役 米原まき  
和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
令和6年12月27日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
2,070㎡
- 6 駐車場の収容台数  
85台
- 7 駐輪場の収容台数  
21台
- 8 荷さばき施設の面積  
48.0㎡
- 9 廃棄物等の保管施設の容量  
9.8㎡
- 10 開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前7時  
閉店時刻 午前0時
- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前6時30分から午前0時30分まで
- 12 駐車場の自動車の出入口の数  
4か所
- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後10時まで
- 14 届出年月日  
令和6年4月26日
- 15 届出等の縦覧場所  
和歌山県商工労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)  
和歌山県日高振興局地域づくり部地域づくり課(御坊市湯川町財部651)  
みなべ町産業課(日高郡みなべ町芝742)
- 16 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯  
縦覧期間 令和6年5月21日から同年9月24日まで  
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、引の池土地改良区の役員について次のとおり公告する。

令和6年5月21日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 退任した役員（令和6年3月31日退任）  
職名 氏 名 住 所  
理事 北岡利夫 橋本市高野口町伏原924番地の3
- 2 就任した役員（令和6年4月1日就任）  
職名 氏 名 住 所  
理事 北森久之 橋本市高野口町伏原725番地の1

**和歌山県告示第545号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、天野土地改良区の役員について次のとおり公告する。

令和6年5月21日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 就任した役員（令和6年3月11日就任）
- |    |      |                     |
|----|------|---------------------|
| 職名 | 氏 名  | 住 所                 |
| 監事 | 妹尾明彦 | 伊都郡かつらぎ町大字下天野1167番地 |

**和歌山県告示第546号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営ため池等整備事業三ツ池中池地区につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県知事が被告の代表者となる。）として、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

なお、この土地改良事業計画が定められたことを知った日又は当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この土地改良事業計画が定められた日又は当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができなくなる。

令和6年5月21日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間  
令和6年5月22日から同年6月18日まで
- 3 縦覧場所  
和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、那賀振興局農林水産振興部農地課及び紀の川市農林商工部農地整備課

**和歌山県告示第547号**

農林水産大臣から次のように保安林の指定の解除をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により、告示する。

令和6年5月21日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 解除予定保安林の所在場所 紀の川市切畑字葛城969の414
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

**和歌山県告示第548号**

農林水産大臣から次のように保安林の指定の解除をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により、告示する。

令和6年5月21日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 解除予定保安林の所在場所 伊都郡かつらぎ町大字滝字東峯瀧1245の3、字上東尾1325の2
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

**和歌山県告示第549号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第6項の規定により、令和元年9月17日付け和歌山県告示第488号で指定した次の土砂災害警戒区域の指定を解除する。

令和6年5月21日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流

- 2 土砂災害警戒区域の名称  
広角川右支溪（8-207-2-017）

- 3 土砂災害警戒区域の表示  
次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川下水道局砂防課及び東牟婁振興局新宮建設部並びに新宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**和歌山県告示第550号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和6年5月21日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流

- 2 土砂災害警戒区域の名称  
広角川右支溪（8-207-2-017）

- 3 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川下水道局砂防課及び東牟婁振興局新宮建設部並びに新宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 公安委員会告示

### 和歌山県公安委員会告示第14号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

令和6年5月21日

和歌山県公安委員会委員長 竹田 純久

#### 1 講習に係る警備業務の区分、実施期日、実施場所及び定員

警備業務の区分	実施期日	実施場所	定員
法第22条第1項第1号の業務（以下「1号警備業務」という。）に係る講習で、2の（1）に掲げる者を対象とするもの（以下「新規取得講習（1号）」という。）	令和6年7月3日（水）から同月12日（金）までの土曜日及び日曜日を除く8日間	和歌山市手平二丁目1番2号 県民交流プラザ 和歌山ビッグ愛	新規取得講習（1号）及び追加取得講習（1号）合わせて30名
1号警備業務に係る講習で、2の（2）に掲げる者を対象とするもの（以下「追加取得講習（1号）」という。）	令和6年7月8日（月）から同月12日（金）までの5日間		
法第22条第1項第4号の業務（以下「4号警備業務」という。）に係る講習で、2の（3）に掲げる者を対象とするもの（以下「新規取得講習（4号）」という。）	令和6年7月3日（水）から同月12日（金）までの土曜日、日曜日及び火曜日を除く7日間		新規取得講習（4号）及び追加取得講習（4号）合わせて10名
4号警備業務に係る講習で、2の（4）に掲げる者を対象とするもの（以下「追加取得講習（4号）」という。）	令和6年7月10日（水）から同月12日（金）までの3日間		

#### 備考

- 新規取得講習（1号）の一部については、追加取得講習（1号）と合同で実施する。
- 新規取得講習（4号）の一部については、追加取得講習（4号）と合同で実施する。

#### 2 講習の対象者

##### (1) 新規取得講習（1号）

法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者であって、申込時において、次のいずれかに該当するもの

ア 最近5年間に1号警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上1号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習（1号）

1号警備業務の区分以外の指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、申込時において、次のいずれかに該当するもの

ア 最近5年間に1号警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 検定規則第4条に規定する1級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

エ 旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上1号警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

(3) 新規取得講習（4号）

指導教育責任者資格者証等の交付を受けていない者であって、申込時において、最近5年間に4号警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上であるもの

(4) 追加取得講習（4号）

4号警備業務の区分以外の指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、申込時において、最近5年間に4号警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上であるもの

3 受講を希望する者の手続

(1) 事前申出

受講を希望する者は、令和6年6月4日（火）から同月6日（木）まで（各日とも午前10時から午後5時まで）の間に、(3)の注意事項に留意の上、和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課（以下「生活安全企画課」という。）に、受講受付専用電話（073-423-3344）により受講希望の事前申出を行うこと。

事前申出により受講受付番号を取得した者を、受講予定者とする。

(2) 申込み

受講予定者は、令和6年6月7日（金）から同月13日（木）まで（各日とも午前9時から午後5時までの間。郵送による提出以外の場合は、土曜日及び日曜日を除く。）の間に、4の必要書類を生活安全企画課に提出すること（郵送により提出する場合は前記期間内に必着させること。）。

(3) 事前申出及び申込時の注意事項

ア 事前申出は、受講受付専用電話以外では受け付けない。

イ 事前申出は、電話1回につき、受講を希望する者1人のみを受け付ける。

ウ 事前申出は、先着順に受け付け、受講予定者の数が定員の数に達し次第、締め切る。

エ 事前申出及び申込みは、受講を希望する者又は受講を希望する者に関する受付担当者からの質問等に回答できる者が行うこと（回答できない場合は受け付けない。）。

オ 受講予定者が、事前申出後に2の要件を満たしていないことが判明した場合又は(2)の申込みを行わなかった場合は、当該事前申出は無効となる。

カ この講習に関して不明な点がある場合は、事前に8の問合せ先に確認しておくこと。

4 申込時の必要書類

## (1) 新規取得講習（1号）の受講予定者

## ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通

顔写真（6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を貼付すること。

## イ 2の（1）に掲げる要件に該当する者であることを証明する次に掲げる書類

## （ア）2の（1）のイに該当する者

1号警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る証明書（以下「1号警備業務従事証明書」という。）及び履歴書 各1通

## （イ）2の（1）のイに該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し 1通

## （ウ）2の（1）のウに該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し及び1号警備業務従事証明書 各1通

## （エ）2の（1）のエに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し 1通

## （オ）2の（1）のオに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し及び1号警備業務従事証明書 各1通

## (2) 追加取得講習（1号）の受講予定者

## ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通

顔写真（6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を貼付すること。

## イ 1号警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し 1通

## ウ 2の（2）に掲げる要件に該当する者であることを証明する次に掲げる書類

## （ア）2の（2）のイに該当する者

1号警備業務従事証明書及び履歴書 各1通

## （イ）2の（2）のイに該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し 1通

## （ウ）2の（2）のウに該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し及び1号警備業務従事証明書 各1通

## （エ）2の（2）のエに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し 1通

## （オ）2の（2）のオに該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（1号警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し及び1号警備業務従事証明書 各1通

## (3) 新規取得講習（4号）の受講予定者

## ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通

顔写真（6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を貼付すること。

イ 4号警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る証明書（以下「4号警備業務従事証明書」という。）及び履歴書 各1通

(4) 追加取得講習（4号）の受講予定者

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通

顔写真（6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を貼付すること。

イ 4号警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し 1通

ウ 4号警備業務従事証明書及び履歴書 各1通

(5) (1) から (4) までに掲げる書面のうち警備業務従事証明書については、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出できないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で2の(1)の ア、ウ若しくはオ、2の(2)の ア、ウ若しくはオ、2の(3)又は2の(4)に該当することを誓約する書面及び履歴書を当該警備業務従事証明書に代えて提出することができる。

5 手数料

手数料は、各講習の初日に、実施場所において、和歌山県証紙により納付すること。

- (1) 新規取得講習（1号） 47,000円
- (2) 追加取得講習（1号） 23,000円
- (3) 新規取得講習（4号） 34,000円
- (4) 追加取得講習（4号） 10,000円

6 講習修了証明書の交付等

- (1) 各講習の最終日に、受講者に対して修了考査を実施する。
- (2) 講習課程を修了し、修了考査に合格した者に、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

7 講習業務の委託

講習は、一般社団法人和歌山県警備業協会（所在地 和歌山市西汀丁36番地）に委託して実施する。

8 問合せ先

生活安全企画課許可等事務審査室銃砲・営業等企画係  
電話番号 073-423-0110（内線3046、3047）

## 警察本部告示

### 和歌山県警察本部告示第2号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、和歌山県指紋情報管理システム貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

令和6年5月21日

和歌山県警察本部長 野本靖之

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達役務の名称

和歌山県指紋情報管理システム貸借業務

(2) 調達役務の内容

和歌山県指紋情報管理システム貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加する資格を有する者は、資格審査の申請の時点から落札決定の日までの間に

において、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札の参加の資格を停止されていない者であること。
- (3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。
- (4) 国税及び都道府県税に未納がない者であること。
- (5) この入札に係る賃貸借業務と同種同等規模以上の業務の契約を入札公告の日から過去6年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。

なお、同種とはアに掲げる要件を、同等規模以上とはイに掲げる要件を満たしているものとする。

ア 24時間365日運用によるサーバ機器について、メンテナンスリース又はレンタルを行った実績を有すること。

イ 5台以上のクライアントを現地保守（修理を含む。）するメンテナンスリース又はレンタルを行った実績を有すること。

- (6) 営業品目に賃貸借を有する者であること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者並びに暴力団等が経営に実質的に関与していない者であること。
- (8) 暴力団等に対する資金等の供給及び便宜の供与をしていない者であること。
- (9) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者及び破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

### 3 資格審査申請書類及びその交付方法等

- (1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 事業経歴書

ウ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

エ 直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

オ 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

（ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

（イ）法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する税（延滞金等を含む。）の全税目

カ 誓約書

キ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

ク 仕様書に準拠するハードウェア及びソフトウェアの一覧（メーカー名、製品名（型名）、数量、仕様等を記載したもの）並びにその仕様を明らかにする当該製品のカタログ等

ケ 申請者のシステム賃貸借業務に関する業務実績証明書（入札公告の日から過去6年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）

コ 申請者に保守体制が整備されていることを証明する保守体制証明書で、次に掲げる要件を満たすもの

（ア）障害発生時の連絡体制図を添付していること。

（イ）営業所及び待機拠点等における常駐技術者数を記載していること。

- (2) 和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱（令和5年和歌

山県告示第1000号)に基づく競争入札参加資格者名簿に登載されていることが確認できる書類をもって、

(1) のイからカまでに掲げる申請書類に代えることができる。

(3) (1) のア、イ、カ、キ、ケ及びコに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、令和6年5月21日（火）から同年7月11日（木）までの間に、和歌山県物品・役務電子調達システムからダウンロードすること。また、同期間のうち和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時まで（令和6年5月21日（火）は、午後1時から午後5時まで）の間、5に掲げる場所で交付を受けることができる。

(4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、令和6年5月21日（火）から同月31日（金）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで（令和6年5月21日（火）は、午後1時から午後5時まで）の間に和歌山県警察本部刑事部鑑識課（以下「鑑識課」という。）に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

#### 4 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

3の(1)に掲げる申請書類は、令和6年5月21日（火）から同年6月7日（金）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで（令和6年5月21日（火）は、午後1時から午後5時まで）の間に、5に掲げる場所等に持参、郵送又は電子メールで提出するものとする。ただし、3の(1)のウ、オ及びキに掲げる申請書類については、令和6年6月7日（金）午後5時までに、5に掲げる場所に持参又は郵送により提出するものとする。

なお、郵便による場合は、令和6年6月7日（金）午後5時までに書留郵便により5に掲げる場所に必着させなければならない。

#### 5 資格審査申請書類の交付の場所等

鑑識課

和歌山市西1番地

郵便番号 640-8313

電話番号 073-473-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-473-0110

メールアドレス e8103001@pref.wakayama.lg.jp

#### 6 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、郵送により令和6年6月28日（金）までに通知するものとする。

#### 7 一般競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県警察本部に対してその理由について説明を求めることができる。

(2) (1) の説明は、令和6年7月8日（月）午後5時までに書面又は電子メールにより求めることができる。

(3) (2) の書面は、持参、書留郵便又は電子メールにより5に掲げる場所等に提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対する回答は、令和6年7月11日（木）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

## 諸 報

### 入 札 公 告

和歌山県指紋情報管理システム賃貸借業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和6年5月21日

## 1 一般競争入札に付する事項

## (1) 事業年度

令和6年度から令和12年度まで

## (2) 調達役務の名称及び数量

和歌山県指紋情報管理システム貸借業務 一式

## (3) 履行期間

令和7年1月1日（水）から令和12年12月31日（火）までの間

## (4) 調達役務の内容

和歌山県指紋情報管理システム貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

## (5) 納入場所

仕様書による。

## (6) 入札金額

月額で入札することとする。

## 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

令和6年和歌山県警察本部告示第2号に規定する和歌山県指紋情報管理システム貸借業務の一般競争入札参加資格を有する者であること。

## 3 契約条項を示す場所及び期間等

## (1) 場所

和歌山県警察本部刑事部鑑識課（以下「鑑識課」という。）

和歌山市西1番地

郵便番号 640-8313

電話番号 073-473-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-473-0110

メールアドレス e8103001@pref.wakayama.lg.jp

## (2) 期間

令和6年5月21日（火）から同年7月11日（木）午後5時まで。ただし、(1)の場所での備付けは、令和6年5月21日（火）から同年7月11日（木）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで（令和6年5月21日（火）は、午後1時から午後5時まで）

## (3) 方法

和歌山県物品・役務電子調達システム及び(1)の場所での備付け

## 4 入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）を交付する方法及び期間等

## (1) 入札説明書等を交付する方法及び期間は、次のとおりとする。

## ア 方法

和歌山県物品・役務電子調達システムからのダウンロード及び3の(1)の場所での交付

## イ 期間

3の(2)に同じ。

## (2) (1)により交付する入札説明書等に対して質問がある者は、令和6年5月21日（火）から同月31日（金）までの間に鑑識課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

## 5 一般競争入札の執行の場所及び日時等

## (1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

## ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1

和歌山県警察本部1階 会議室8

イ 入札日時

令和6年7月12日（金）午前10時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便により令和6年7月11日（木）午後5時までに鑑識課に必着するように行わなければならない。

#### 6 電子入札

この入札は、書面による入札及び開札手続のほか、和歌山県が使用する電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う入札（以下「電子入札」という。）及びその開札手続により行うものとし、この場合の入札の日時及び開札日時等は以下のとおりとする。

(1) 電子入札は、令和7年7月11日（木）午前9時から同月12日（金）午前9時45分までの間に行うこと。

(2) 開札日時及び場所

5の（1）に同じ。

#### 7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「契約希望金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定に定めるところによる。

#### 9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までの規定に定めるところによる。

#### 10 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県警察本部から競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて当該停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

#### 11 入札執行方法の細目

(1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

- (2) この入札の開札には、鑑識課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定するものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。
- (6) 再度入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

## 12 契約書作成の要否

要

## 13 契約の締結における和歌山県議会の議決の要否

否

## 14 契約方法

契約は、落札者で行うものとする。

## 15 その他

- (1) この入札及び契約に関する事務を担当する部課の名称及び所在地は、次のとおりとする。

## ア 名称

和歌山県警察本部警務部会計課

## イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110 (代表)

ファクシミリ番号 073-423-0120

メールアドレス e8002001@pref.wakayama.lg.jp

- (2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

## 16 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required :

Lease of Fingerprint information management system for Wakayama Prefectural Police, 1 set

- (2) Time limit for tender :

10:00 a.m. Friday 12 July 2024 (Deadline for bids submitted by mail : 5:00 p.m. Thursday 11 July 2024, Period for bids submitted by bidding system : from 9:00 a.m. Thursday 11 July 2024 to 9:45 a.m. Friday 12 July 2024)

- (3) Contact point for the notice :

Wakayama Prefectural Police Headquarters

Police Administration Department Finance Section

1-1-1 Komatsubaradori Wakayama City, 640-8588, Japan

TEL : 073-423-0110

FAX : 073-423-0120

e-mail : e8002001@pref.wakayama.lg.jp